

板橋区内の認可保育所等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の皆さま

2 板子保第 1 7 7 号の 4
令和 2 年 5 月 2 6 日

東京都板橋区長 坂 本 健
(公印省略)

**緊急事態宣言の解除に伴う板橋区認可保育所等の
登園自粛要請を踏まえた従業員の勤務にかかる配慮について (依頼)**

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
区では、国の緊急事態宣言の延長及び東京都の要請等を踏まえ、板橋区内保育園
(区立保育園、私立認可保育所、地域型保育事業。以下同じ。)において感染拡大防
止策を講じ、強く自粛要請をしたうえで受入態勢を縮小して開園してまいりました。
保護者の勤務先事業者の皆様におかれましては、板橋区からの自粛要請の趣旨を
汲んでいただき、保護者の休暇の取得に際し多大なるご配慮とご協力を賜りました
こと、心より感謝申し上げます。

さて、政府による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が令和 2 年 5
月 2 5 日に解除され、外出自粛・休業要請に係る段階的な緩和措置の方針が示され
ました。一方で、解除後も引き続き感染防止策の徹底等を継続する必要があるため、
板橋区においては、上記の方針に基づき、板橋区内保育園において、5 月 3 1 日ま
では、引き続き受入態勢を縮小し、開所いたします。

また、6 月 1 日から 3 0 日までは、登園自粛を緩和いたしますが、集団感染リス
ク低減のため、引き続き、在宅保育が可能な場合は、自宅での保育の協力を依頼い
たします。

事業者の皆さまにおかれましては、引き続き、認可保育所等に児童が在籍する保
護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機、休暇の取得が可能となるよう特段のご
配慮をいただけますよう、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

今後も安全な保育運営に努めてまいりますので、事業者の皆様におかれましては、
ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【担当】

保育サービス課 保育運営・給食係 (区立保育園) TEL 3 5 7 9 - 2 4 8 3
民間保育振興係 (私立保育園) TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2